

目次

第1章	総則	1
第1節	目的	
第2節	水防責任等	
第3節	水防事務の処理	
第4節	河川等の現況	
第2章	水防組織	3
第1節	水防本部	
第2節	消防機関による水防組織	
第3章	水防区域等	6
第1節	水防巡視	
第2節	消防団（水防団）の水防担当区域	
第4章	水防団員、水防施設並びに資機材の整備、輸送の確保	9
第1節	消防団員の定員の基準	
第2節	水防資機材	
第3節	輸送の確保	
第5章	通信連絡	15
第1節	水防上必要な気象予・警報及び水防情報等の伝達	
第2節	通信連絡先及び方法	
第6章	水防警報	20
第1節	指定河川洪水予報	
第2節	知事が行う水防警報〔知事管理区間〕	
第3節	水防警報等発令時の措置	

第7章	出動及び水防作業	26
第1節	水防の非常配備	
第2節	水防作業	
第3節	水防信号及び水防優先標識並びに身分証票	
第4節	決壊等の通報	
第5節	避難のための立退き	
第6節	水防解除	
第8章	他の水防機関との協力及び応援	38
第1節	水防管理団体相互の協力及び応援	
第2節	自衛隊の災害派遣要請	
第3節	警察官の出動要請	
第9章	費用負担及び公用負担	41
第1節	費用負担	
第2節	公用負担	
第10章	公務災害補償等	44
第11章	水防活動実施状況報告	44
第12章	水防計画及び水防訓練	44
別記様式(1)	水防活動報告書(水防団)	
別記様式(2)	水防活動実施報告書	

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、宮城県知事から指定水防管理団体として指定された加美町が、地域に係る河川、湖沼またはため池の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として作成する。

第2節 水防責任等

加美町は、本町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する水防管理団体であり、その水防管理者は町長である。

また、本町は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、水防法第4条に基づき、知事から指定されている指定水防管理団体である（昭和56年宮城県告示第719号、平成15年3月31日宮城県告示第328号一部改正）。

第3節 水防事務の処理

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、またこれらによる被害を軽減するため、水防法第11条による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づき水防事務を処理する。

水防法

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第4節 河川等の現況

1 河川

本町における河川等の状況は、1級河川鳴瀬川水系の23河川が指定され、県が管理している。

一級河川以外の小河川、水路等は、各土地改良区の管理下の農業水路となっている。町が直接管理する準用河川はない。

鳴瀬川には漆沢ダムが完成しているほか、二ツ石川では農水省により二ツ石ダムが完成している。また、国土交通省により筒砂子ダムが調査中となっている。

町内の河川で、大雨や台風時には河川の増水や溢水、堤防の浸食等がみられることもあり、河川改修や護岸の改修工事が必要な個所がある。

町長（担当 建設課）は、水害予防のため、知事及び各土地改良区の理事長に対し、管理下にある河川、水路等の改修工事や維持管理の徹底について要請を行うとともに、河川等整備事業の推進について積極的に協力する。

2 ため池等

本町には多くのため池、堰等があり、所有者により管理され、各種事業により整備が行なわれている。

町長（担当 農林課）は、所有者等に監視の強化について指導を行うとともに、適宜パトロール等を実施し、改修工事が必要であると認めた場合には、所有者に要請するほか、当該改修補助事業の取組について積極的に支援する。

また、本町には、防災調整池としてやくらいリゾート防災調整池（調節容量 425,090 m³）をはじめとして12ヶ所が設置されている。

[(Ⅱ)風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節「風水害に強いまちづくり」(P.16)参照]

【資料編】P.26 2-04-04「河川表」

第2章 水防組織

第1節 水防本部

1 組織

水防管理者（町長）は、洪水等のおそれがあり、水防活動が必要であると認めるときから、その危険が除去されるまでの間、役場庁舎内（または水防本部長が指定する場所）に加美町水防本部（本部長：町長）を設置し、水防の事務を処理する。

水防本部の組織、内容は次のとおりとし、事務局は総務課（危機管理室）とする。ただし、水防本部は、水害等の状況により町の災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。

2 水防本部職員の非常参集

水防事務にあたる職員等は、水防本部の業務開始の命令を受けたときは、直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受ける。

（1）水防本部の設置

水防本部は、水防管理者である町長が必要と認めるときに設置する。

課長等は、水害の発生または発生するおそれがあることを自ら覚知し、また住民等から水害に関する情報を受けたときは、総務課長に連絡する。総務課長は、県から水防警報の発令若しくは水防団の出動に関する連絡等を受けたときは、水防本部の設置について町長と協議する。

（2）水防本部職員の招集

ア 総務課長は、水防副本部長、水防本部員となる職員を招集する。

イ 課長等は所要職員を招集する。

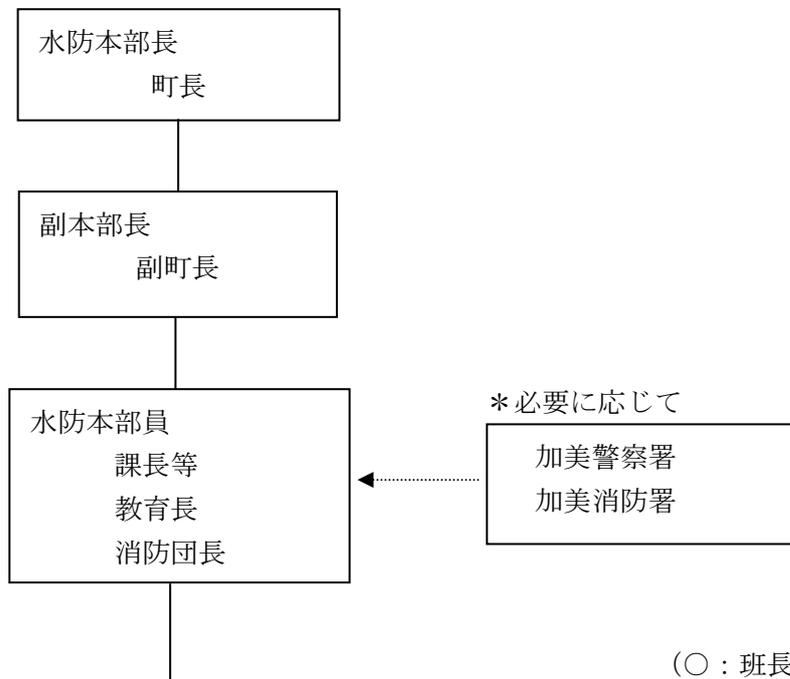
ウ 総務課長は、消防団長（水防団長）及び加美消防署長に水防本部を設置した旨連絡を行うとともに、消防団員を招集する。

（3）配備体制の調整

すでに災害時の警戒配備体制または警戒本部体制（本部長 副町長）がとられ、職員が招集されている場合は、水防本部組織の構築を優先し、所属職員を確保する。この場合、総務課長は課長等と協議し、各班の適切な人員配備を行う。

また、災害対策本部（本部長：町長）が設置された場合は、災害対策本部に統合する。

【 加美町水防本部の組織及び職務内容 】



(○：班長)

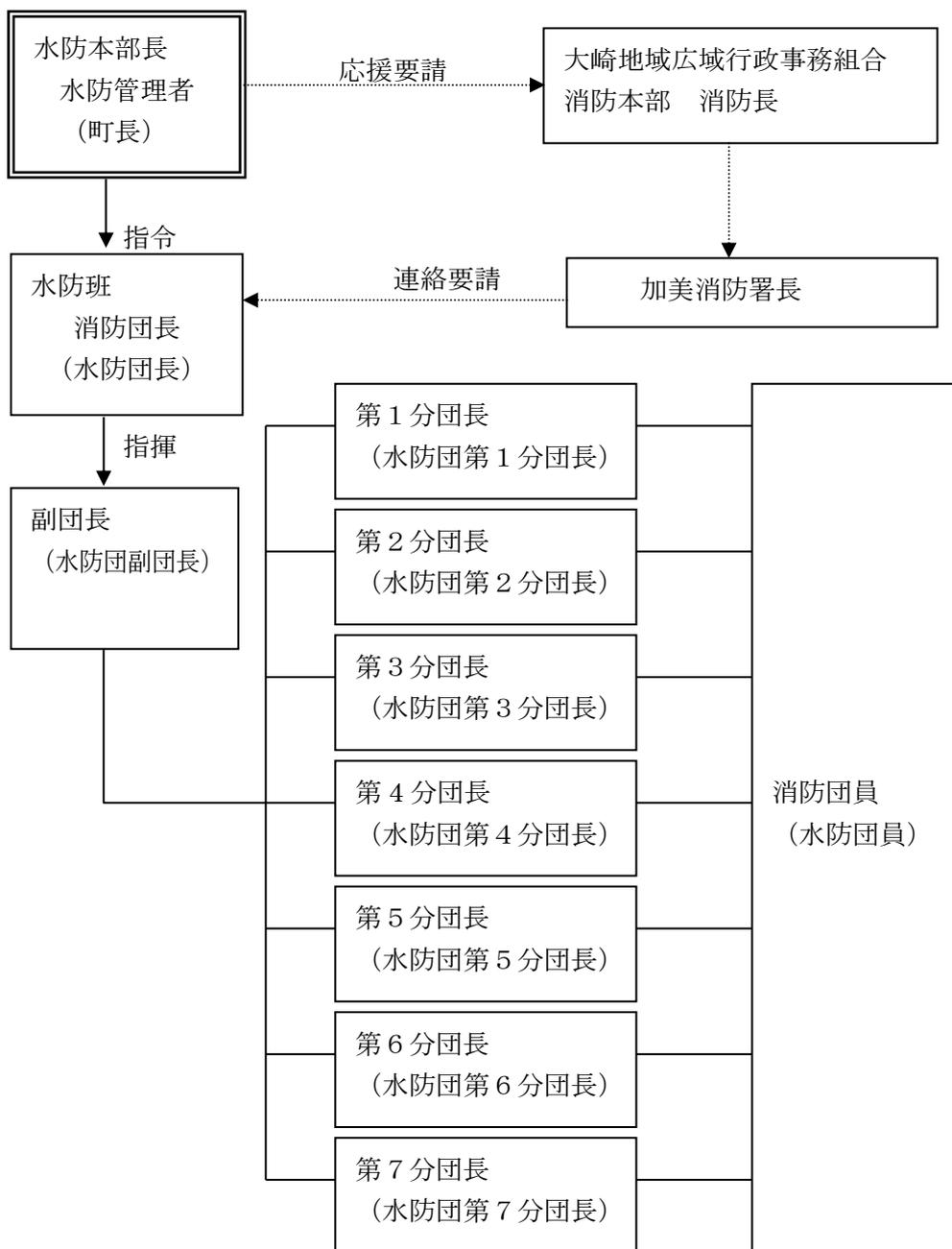
班	職務内容	本部担当課
総務班	水防本部要員の招集、被害情報の収集及び記録、防災関係機関との連絡、広報、一般庶務	○ 総務課・税務課 企画財政課 議会事務局 会計課
指令班	警戒、情報収集、消防団（水防団）等水防活動団体との連絡・調整、交通対策等	○ 総務課 町民課
資器材班	警戒、河川・道路の巡視及び被害状況の収集、水防資器材の調達、輸送、水防作業等	○ 建設課・農林課 小野田・宮崎支所 森林整備対策室
対策班	警戒、水防作業の応援、食料・飲料水等の調達	○ 商工観光課 上下水道課 農業委員会
避難誘導・救護班	避難誘導、生活物資の調達、医療救護等	○ 保健福祉課 教育委員会 各福祉センター
水防班	水防作業	消防団（水防団）

*各班は互いに協力し、班を構成する担当課職員数は、状況に応じて調整する。

第2節 消防機関による水防組織

加美消防署は、大崎地域広域行政事務組合消防本部の指令により、町の水防本部と密接に連携を保ちながら水防活動に当たる。

加美町消防団は、水防本部が設置されたときは水防班に属し、水防団としての役割を担う。水防活動は、加美消防署長の所轄の下で行うこととし、その組織は次のとおり。



第3章 水防区域等

第1節 水防巡視等

水防管理者（町長）は、水害のおそれがあると認めるときは、町職員、消防団長、行政区長等に対し、次の河川、水門等の巡視を行い、状況報告を行うよう指示する。

1 重要水防区域

本町に係わる河川で、特に水防上警戒または防ぎよに重要性を有する区域として、次の区域が知事管理河川の重要水防個所に指定されている。

河川名	重要水防個所			地域名	評価基準		予想される危険	対策工法
	左右岸	現況	延長		種別	基準		
多田川	左・右	有堤	1,200m	大崎市要害 加美町下狼塚	堤防高	B	越水	積み土のう

* 評価基準のAとは水防上最も重要な区間で、計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える個所、または既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高を越え、たびたび氾濫の実績のある個所。

評価基準Bは水防上重要な区間で、計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない個所、または既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高に比して、若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な個所。

2 水害（洪水）予想区域

本町の河川により水害（洪水）が予想される地区及び被害はおおむね次のとおり。

危険区域	河川名	延長 (km)	警戒水位 (m)	予想される被害
中新田全地区、四日市場宿、 下新田上、下新田下、味ヶ 袋、東上野目、中区	鳴瀬川	77.5	6.15	住宅の浸水 農地の冠水
下多田川、下狼塚、平柳	多田川	25.4		住宅の浸水 農地の冠水
上狼塚、下狼塚	名蓋川	6.6		住宅の浸水 農地の冠水
北鹿原	鹿又川	7.7		住宅浸水 農地冠水

危険区域	河川名	延長 (km)	警戒水位 (m)	予想される被害
北鹿原	大滝川	11.9		住宅浸水 農地冠水
芋 沢	矢坪川	1.8		住宅浸水 農地冠水
宮 崎	田川	24.3		住宅浸水 農地冠水
北川内	烏川	7.4		住宅浸水 農地冠水

また、大雨時には、西町地区の城生字前田地内で農地の冠水及び住宅の浸水に見舞われることがある。

3 水こう門及びダムの操作

水防上重要な関係をもつ、ダム、水こう門、樋門等は次のとおり。その管理者または操作担当者は、気象状況の通知を受けた後は、直ちに出水状況を常時観測し、操作基準によりその開閉を行う。

河川名	名 称	設置場所	管理者	操作基準		操作担 当 者
				開放	閉鎖	
田川	賀美石樋門	字	北部土木 事務所長	常時 T P 29.5 未満	逆流時 T P 29.5 以上	加美町長
二ツ石 川	二ツ石ダム	宮崎	大崎地方ダ ム総合事務 所	常時満水時 E L 239.0 利水ダム		大崎地方ダ ム総合事務 所長
鳴瀬川	深川樋門	字	北部土木 事務所長	常時 T P 24.16 未満	逆流時 T P 24.16 以上	加美町長
	上川原樋門	字上川原	鳴瀬川土 地改良区 理事長			
	漆沢ダム	字漆沢	大崎地方ダ ム総合事務 所、漆沢ダム 管理事務所 長	洪水調節方式 一定率一定量 (流入量・100) × 0.15 + 100 常時満水時 EL270.50、制限水位 EL261.50(7月1日～9月30日まで)		

※TPは、東京湾の平均海面 (m)、ELは、標高

第2節 消防団（水防団）の水防担当区域

消防団長（水防団長）は、水防本部長から出動命令があった場合は、直ちに該当区域の消防分団長（消防団の分団長）に対し、水防区域の警戒、水防活動等を命ずる。

1 水防の担当区域は、消防団各分団の管轄区域と同様とする。

なお、消防団長は、水害等の状況に応じ、各分団の担当区域を変更し、また他の分団の水防作業を応援させるなどにより、効果的で適切な水防活動を実施する。

2 河川ごとの消防団（水防団）の担当分団は次のとおり。

河川名	区域（位置）	担当分団	集合場所	責任者
鳴瀬川・田川	田川橋上流から合流点付近（左岸）	第1分団	町長または団長が定める場所	分団長
鳴瀬川	鳴瀬橋下流（左右岸）	第3分団		
々	長谷川との合流点（中島）	第4分団		
々	大坊（左岸）	第4分団		
多田川	山田橋付近	第2分団		
々	高川橋上流（左右岸）	第2分団		
名蓋川		第2・3分団		
長谷川	長谷川橋付近（左岸）	第4分団		
々	々（右岸）	第4分団		
大滝川	川前（左岸）	第4分団		

上記以外の河川等は所属する各分団の受け持ちとする。

第4章 水防団員、水防施設並びに資機材の整備、輸送の確保

第1節 消防団員の定員の基準

消防団の定員の基準は、重要水防区域の重要度に基づき次のように定められており、この基準により人員配置を行う。なお、この定員基準は標準であり、消防団長（水防団長）は状況に応じて、適宜弾力的に人員を配置する。

- ・重要度A区域

水防上特に重要と認められる個所につき、その延長20m～30mにつき1人、その他の個所については30m～40mにつき1人の割合とする。

- ・重要度B区域

水防上重要と認められる個所につき、その延長40m～50mにつき1人、その他の個所については50m～60mにつき1人の割合とする。

第2節 水防資機材

1 水防倉庫および備蓄資材

本町には宮城県及び町の水防倉庫があり、備蓄資器材は次表のとおり。

町は、目標を立てて順次備蓄を行うものとする。

水防用資機材の備蓄状況

(県水防倉庫 宮城県水防計画 平成26年3月1日現在)

倉庫名	加美水防倉庫(町) 字西田三番		大崎水防区 中新田水防倉庫(県) 字薬師堂一番
	備蓄数量	目標数量	
空俵(表)			
麻袋(袋)			130
ビニール袋(袋)	1,000	8,000	2,000
鋼杭(1m)(本)	200	800	
木杭(9尺)(本)	20	150	
木材(13尺)(本)		100	100
木材(9尺)(本)	10	100	100
木材(6尺)(本)	5	100	50
枕木(本)			
ビニールシート(枚)	10	50	
コンパネ(枚)	5	150	
かます(枚)	5	200	
むしろ(枚)		100	100
土のう	1,000	1000	
なわ(玉)	4	30	27
鉄線(kg)	50	200	150
スコップ(丁)	30	100	32
かけや(丁)	7	15	3
唐ぐわ(丁)	10	15	12
つるはし(丁)	10	15	12
斧(丁)	12	15	
のこぎり(丁)	5	15	
鎌(丁)	大2、小16	15	
カッター(丁)	2	15	
片手ハンマー(丁)	2	15	3
大ハンマー(丁)	2	10	3
ペンチ(丁)	2	15	

倉庫名	加美水防倉庫（町） 字西田三番		大崎水防区 中新田水防倉庫（県） 字薬師堂一番
	備蓄数量	目標数量	
竹割鎌（丁）		5	
なた（丁）	3	15	5
長とび（丁）	8	15	
じょれん（丁）	5	5	
一輪車（台）	2	15	
ラジオ（台）			2
携帯用電灯（個）			
安全ロープ（巻）	2	15	1
かすがい（個）			
縄より機（式）			
命綱（着）		20	
鉄筋（本）	150	150	
クリッパー（丁）			
テント（張）			
救命胴衣（着）		50	3
油吸着マット（箱）	10	1	
油吸着剤（箱）		（4.5g、4個）1	4
浮油堰（パック）		（5個）1	
オイルフェンス（m）		（2m）12	20
中和剤（1）			54
照明灯（器）	8	20	
発電機（機）	大1、小2	15	
投光器（台）	3	5	

小野田地区備蓄資材

班備蓄資材名	指定班備蓄数量	その他班備蓄数量	合計
麻袋 (袋)	50		50
杉丸太2間末口3寸(本)			
杉丸太1間末口3寸(本)			
杉丸太2間末口2.5寸(本)			
竹 (本)			
むしろ (枚)			
なわ (玉)	10		10
杭 (本)	20		20
鉄線 (kg)	3		3
釘 (kg)	2		2
かすがい (本)	10		10
スコップ (丁)	3		3
かけや (丁)	2		2
とうぐわ (丁)	2		2
つるはし (丁)	2		2
斧 (丁)	1		1
のこぎり (丁)	2		2
鎌 (丁)	2		2
片手ハンマー (丁)	2		2
大ハンマー (丁)	2		2
ペンチ (丁)	2		2
なた (丁)	2		2

※1 備蓄不可能の資材、樹木、唐竹、粗朶等は付近採取地を予め選定し、採取するものとする。

※2 標準備蓄資材のほか水防団員各自携行し得る資材器具を予め調査し、水防用にあてるものとする。

【資料編】P. 87 3-25-02「給水資機材・給水装置工事事業者・排水設備等公認業者」

【資料編】P. 79 3-13-02「加美町建親会会員名簿」

2 水防資機材等の調達

水防本部は、必要な水防資機材及び建設機械等（重機）が不足する場合は、あらかじめ協議した、町内の関係取扱業者から調達する。緊急時には、地域住民等から調達する。また、知事（北部土木事務所長）に対し資機材等の借用について依頼する。

水防団の分団において、状況の急変等により水防本部に資機材の確保要請を行ういとまがないときは、分団長は地域の取扱業者等から直接調達する。その後、その旨を水防本部長に（町長）に報告する。

【資料編】P.79 3-13-02「加美町建親会会員名簿」

3 県有資機材の借用

水防資機材が取扱業者等からの調達及び公用負担の措置をとってもなお不足するときは、水防本部長（町長）は、次により県有資機材の借用について応援要請を行う。

- (1) 「水防資材器具応援申請書」を県の保管者(北部土木事務所長)に提出し、承認を求める。
- (2) 県の保管者から承認を受けた場合は、申請者は、現品、数量等を確認のうえ引渡しを受ける。また、「水防資材器具出庫伝票」に記名捺印し、保管者に提出する。

[申請書様式 次頁]

第3節 輸送の確保

水防本部長（町長）は非常の際、水防用資機材、作業人員、住民の避難その他の輸送を行うため、輸送用トラック等の輸送手段を確保する。

また、必要に応じ輸送経路を確保するため、加美警察署と協議し、必要な措置を講ずる。

[加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 「交通・輸送活動」（P.173）参照]

【資料編】P.72 3-11-03「町保有車両等」

水防資材器具応援申請書

1. 使用場所（河川名または場所）

加美町

2. 資材器具名 員数

平成 年 月 日

加美町長 印
事務取扱者 印

..... 切り取り線

水防資材器具出庫伝票

- 1. 申請者 加美町長
- 2. 事務取扱者
- 3. 使用場所 (河川名または場所)
- 4. 資材器具名
- 5. 員数

平成 年 月 日

宮城県北部土木事務所長 印
事務取扱者 印

加美町長 殿

上記の資材器具を受領いたしました。

平成 年 月 日

加美町長 印

第5章 通信連絡

第1節 水防上必要な気象予・警報及び水防情報等の伝達

水防管理者（町長、担当総務課）は、仙台管区气象台、東北地方整備局等が水防活動の利用に適合する予報・警報を公表した場合、または県危機対策課、北部土木事務所から水防に関する情報提供があった場合で、必要と認めたときは町内の関係機関・団体及び住民等に対し周知する。

なお、本町の気象予警報区域は、一次細分区分は宮城県西部、二次細分区域は西部大崎区域である。

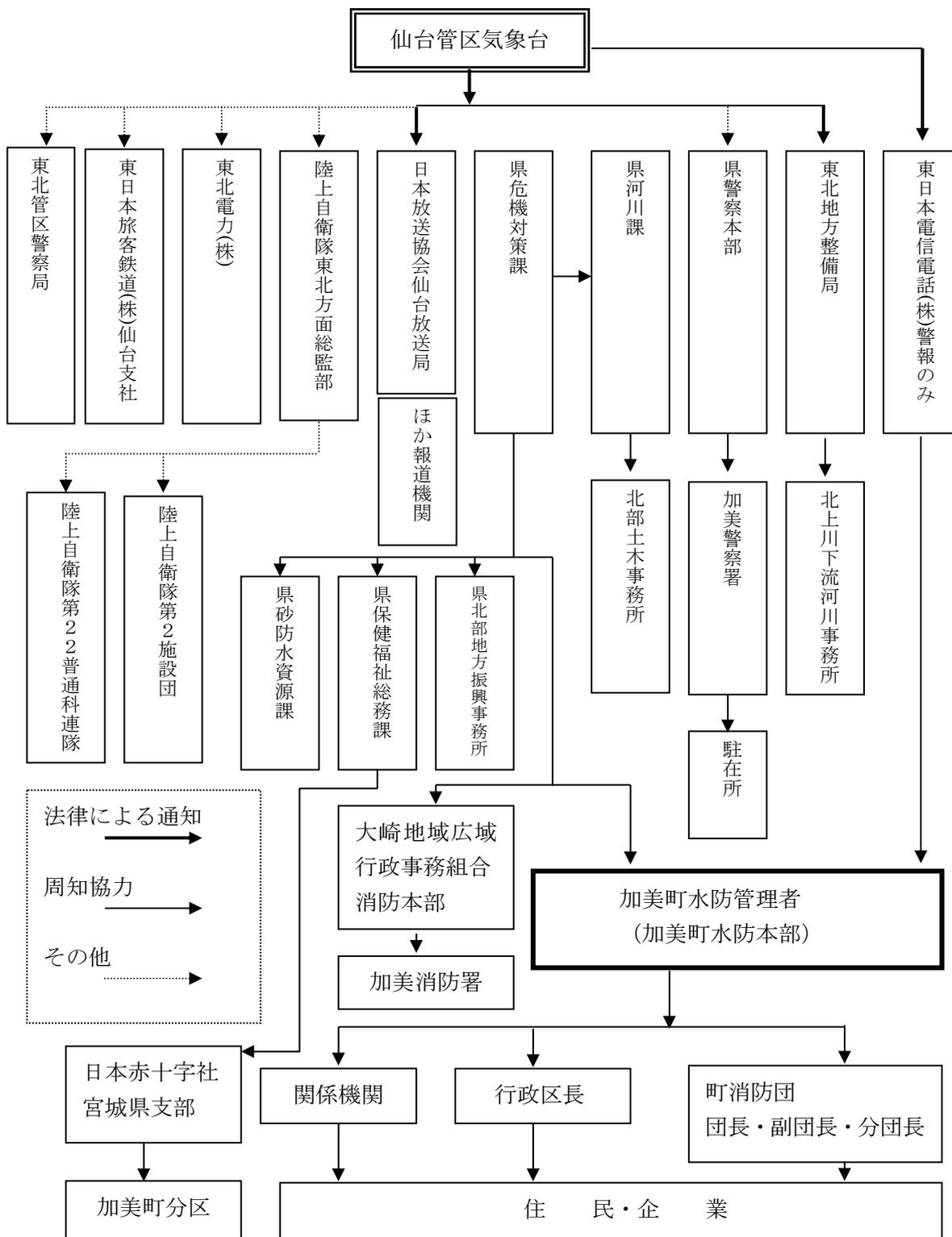
1 気象等注意報、警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 20mm以上 3時間 雨量 40mm以上 24時間 雨量 60mm以上 のいずれかになると予想される場合
洪水注意報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 20mm以上 但し、総雨量が 60mm以上 3時間 雨量 40mm以上 24時間 雨量 90mm以上 のいずれかになると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 40mm以上 但し、総雨量が 100mm以上 3時間 雨量 60mm以上 但し、総雨量が 100mm以上 24時間 雨量 140mm以上 のいずれかになると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 40mm以上 但し、総雨量が 100mm以上 3時間 雨量 60mm以上 但し、総雨量が 100mm以上 24時間 雨量 140mm以上 のいずれかになると予想される場合

(注) 大きな地震やかなりの先行降雨の後などで、土砂災害等が発生しやすくなっていると認められる場合は、上記の基準によらず、大雨注意報・警報を公表することがある。

2 水防上必要な気象等予報・警報等の伝達経路

資料：宮城県水防計画



3 気象予警報の受理及び伝達方法

県危機対策課等から通報される気象予警報等は、執務時間内は総務課長が、執務時間外は常駐警備員が受理する。

常駐警備員が受理した場合には、直ちに総務課長に伝達する。

総務課長は、状況把握に努めるとともに水防管理者（町長）に報告し、その指示により、関係課長等の招集及び関係機関等に連絡を行う。

[加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節「防災気象情報の伝達」（P. 114）参照]

【資料編】P. 258 6-02-02「気象予警報の種類及び発表基準」

【資料編】P. 259 6-02-03「気象予警報地域細分」

2 節 通信連絡先及び方法

水害等に関する情報の収集及び伝達、通信連絡については、加美町地域防災計画「(Ⅱ)風水害等災害対策編」第3章 災害応急対策 第2節「情報の収集・伝達」(P.121)、第3節「通信・放送施設の確保」(P.132)に基づいて行うが、水防活動を行うときは、県、国、隣接市町村等と密接に連携し、情報交換等を行う必要がある。本町と直接関連のある関係機関名及び連絡先は次のとおり。

区 分	関係機関名	電話番号
国土交通省	東北地方整備局 河川部 河川管理課	022-225-2171 (代表)
	北上川下流河川事務所	0225-95-0194～7
	仙台河川国道事務所	022-248-4131～6
	仙台河川国道事務所古川国道維持出張所	0229-22-1429
	鳴瀬川総合開発調査事務所	0229-22-7811
気象庁	仙台管区気象台 業務課	022-291-8131
防衛庁	陸上自衛隊第22普通科連隊	022-365-2121FAX363-0491
宮城県	宮城県 総務部 危機対策課 危機管理班	022-211-2382
	防災対策班	022-211-2375
	災害対策本部室	022-211-2379
	土木部 河川課 水政班	022-211-3172
	防災班	022-211-3175
	北部地方振興事務所 総務班	0229-91-0716
	北部土木事務所 総務班	0229-91-0731
	建設第二班	0229-91-0748
河川砂防第二班	0229-91-0747	
道路管理班	0229-91-0734	
宮城県	大崎地方ダム総合事務所 総務班	0229-63-2845
	漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311
	大崎保健福祉事務所 総務班	0229-91-0707
県 警	加美警察署 警備課	0229-63-2311
消 防	大崎地域広域行政事務組合消防本部消防課	0229-22-2541
	加美消防署 消防係	0229-63-2003
隣接市町	大崎市 総務部 交通防災課	0229-23-2111
	色麻町 総務課	0229-65-2111
	大崎市 (岩出山) 総務課	0229-72-1211
	大崎市 (三本木) 総務課	0229-52-2111

区 分	関係機関名	電話番号
協力機関	東北電力（株）古川営業所	0229-22-2006
	東日本電信電話（株）宮城事業部災害対策室	022-269-2248
	（株）NTTドコモ東北 災害対策室	022-752-5324
	日本放送協会仙台放送局 放送センター	022-211-1025
	東北放送（株） 報道部	022-229-1934
	（株）仙台放送 コンテンツセンター	022-267-1233
	（株）宮城テレビ放送 報道部	022-296-3430
	（株）東日本放送 コンテンツセンター	022-276-8401
	エフエム仙台（株）制作部	022-265-7711
	東日本旅客鉄道（株）仙台支社 総務部	022-211-0906

第6章 水防警報

第1節 指定河川洪水予報

気象庁長官は、気象等の状況から洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣及び関係知事に洪水予報(注意報及び警報)を通知するが、流域面積が大きい河川で洪水により国民生活上重大な損害を生ずるおそれがあるとして国土交通大臣が指定した河川については、国土交通大臣（東北地方整備局）と共同で指定河川洪水予報を通知する（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）。

県内では、鳴瀬川、江合川、北上川、阿武隈川、名取川、広瀬川、吉田川の7河川が洪水予報の対象河川として国土交通大臣から指定されている。

指定河川洪水予報は、河川の状況を水位または流量を示して知事に通報するとともに、必要に応じ報道機関等の協力を得て住民に周知する。知事は、関係水防管理者（市町村長）等に通知する。

鳴瀬川の洪水予報対象区間は、左岸：大崎市引田、右岸：大崎市三本木斉田から海までで、水位または流量の予報に関する基準点は次のとおり。

河川名	基準点	量水標設置場所	指定水位	警戒水位	危険水位	計画高水位	予報担当機関
鳴瀬川	三本木橋	大崎市三本木字北町（水位観測所）	4.00m	5.00m	5.90m	7.972m	東北地方整備局 仙台管区气象台

第2節 知事が行う水防警報 [知事管理区間]

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼等について、水防警報をしなければならない。また、国土交通大臣指定以外の河川・区間で知事が指定した河川等については、知事が水防警報を行う（水防法第10条の6）。

鳴瀬川についての水防警報は、大崎市三本木字斉田を基準点として、その下流域から海まで（直轄管理区間）については、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長が、加美町田川合流点から大崎市三本木字斉田（知事管理区間）については北部土木事務所長が行う。

また、水防管理者または量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、または洪水予報の通知を受けた場合に、量水標等の示す水位が知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報する（水防法第10条の3）。

1 水防警報の発令

北部土木事務所長は、水防警報を発令したときは、速やかに加入電話、ファクシミリまたは防災行政無線等により、水防管理者（町長）、その他の関係機関に通報する。

[水防警報文例（パターン文）本計画書 P.25 参照]

本町及び付近河川の水防警報の対象区間、警戒水位、水防団の出動等は次のとおり。

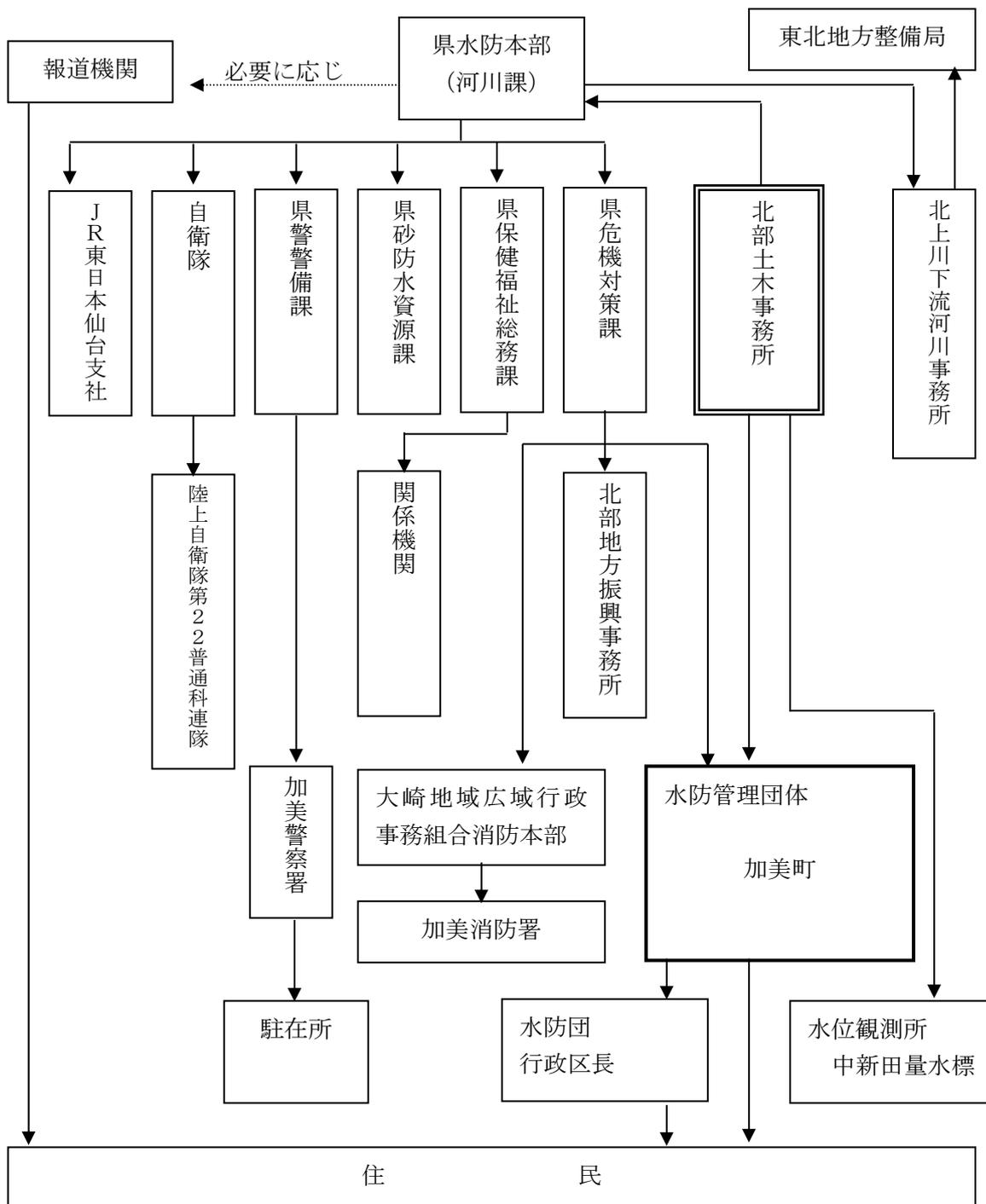
河川名	区間 [知事管理区間]	対象量水標 指定水位	警戒水位		通報・警報 発令対象市 町村
			第2段階 出動準備	第3段階 出動	
鳴瀬川	加美町田川合流点から大崎市三本木字斉田(直轄区間境)	中新田量水標 管理者: 漆沢ダム管理事務所長 指定水位 5.55mに達したとき	直轄区間と同時に出す。 指定水位 5.55mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位 6.15mに達しなお上昇のおそれがあるとき	加美町 大崎市 色麻町
江合川	大崎市岩出山二つ石堰から大崎市市桜の目(直轄区間境)	岩出山量水標 管理者: 北上川下流河川事務所長 指定水位 1.50mに達したとき	指定水位 1.50mに達しなお上昇のおそれがあるとき	警戒水位 2.12mに達しなお上昇のおそれがあるとき	大崎市

水防警報解除の発令は、鳴瀬川の量水標では、水位6.15mを下廻り、水防作業の必要がなくなったとき、また、江合川では水位2.12mを下廻ったときに行う。

2 水防警報の伝達経路（知事が発令する場合）

北部土木事務所長が水防警報を発令、水位の通報等を行う場合の伝達経路は次のとおり。
 鳴瀬川の水防警報が発令された場合は、水防団（消防団）の出動準備を行うとともに区長及び住民へ周知する。

水防警報の伝達系統図（知事が発令する場合）（本計画書 P.23 参照）



資料：宮城県水防計画

第3節 水防警報等発令時の措置

鳴瀬川について水防警報が発令された場合、若しくは水位が指定水位に達した場合は、水防管理者（町長）は状況を判断し、次により消防団（水防団）の出動準備または出動を指示する。

北部土木事務所長による水防警報の発令は、国土交通大臣の直轄管理区間（大崎市三本木字芥田から下流）と同時に発令される。なお、直轄管理区間における「準備段階」は三本木橋の量水標で指定水位4mに達し、警戒水位5mを突破すると思われ水防団の準備が必要であると認めたとときであり、「出動段階」は警戒水位5mに達し、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めたとときに、北上川下流河川事務所長が発令する。

鳴瀬川水位通報・水防警報

直轄区間

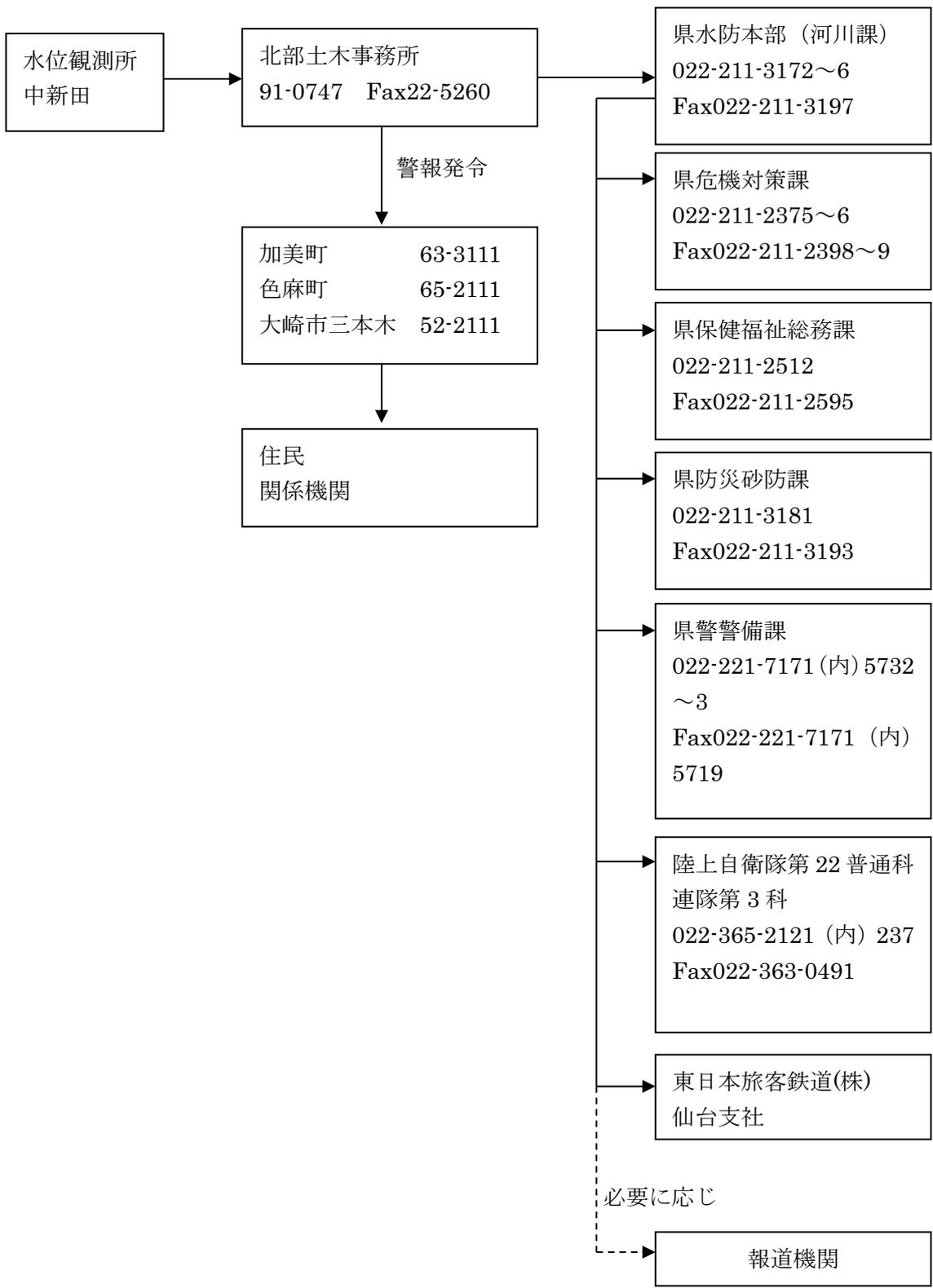
水位観測所(管理者)	水位通報	水防警報の段階と範囲			通報・警報 発令対象 市町	区間
		第1段階	第2段階	第3段階		
		準備	出動	解除		
三本木橋 (北上川 下流河川 事務所)	指定水位 (4.00m) に達した とき	指定水位 (4.00m) に達した とき	警戒水位 (5.00m) に達し、さ らに上昇 のおそれ がある とき	警戒水位 (5.00m) を下がっ て、再び増 水のおそ れがない と思われ たとき	大崎市	直轄区 間境(大 崎市三 本木字 芥田)～ 志田橋

県管理区間

水位観測所(管理者)	水位通報	水防警報の段階と範囲			通報・警報 発令対象 市町	区間
		第1段階	第2段階	第3段階		
		準備	出動	解除		
中新田(漆 沢ダム管 理事務所)	指定水位 (5.55m) に達した とき	直轄区 間の発 令と同 時に 出す	警戒水位 (6.15m) に達し、 さらに 増水し 危険が 予想さ れる とき	警戒水位 (6.15m) を下がっ て、水防 作業の 必要が なくな った とき	加美町 色麻町 大崎市	田川合 流点～ 直轄 区間 境(大 崎市 三本 木字 芥田)

通報・警報発令系統（鳴瀬川知事管理区間）

宮城県水防計画書 平成28年度



水防警報文例（パターン文）

宮城県水防計画書 平成28年度

水 防 警 報

河川名	種 別	発表番号	発表日時	発表事務所
		第 号	月 日 時	土木事務所
<p>本文</p> <p>1 (待機・準備)</p> <p>① _____時現在水位は、② _____量水標において③ _____mに達し、</p> <p>1時間④ _____cmの割合で上昇中。⑤ _____では水防準備が必要です。</p> <p>2 (出 動)</p> <p>① _____時現在水位は、② _____量水標において③ _____mに達し、</p> <p>1時間約④ _____cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから</p> <p>⑤ _____では水防団の出動が必要です。</p> <p>3 (解 除)</p> <p>① _____時現在水位は、② _____量水標において③ _____mとなり、</p> <p>引き続き減水する見込みです。④ _____における水防警報を解除します。</p>				

(発信者 _____) (受信者 _____) (_____時 _____分送受信)

参考：水防団待機水位（指定水位） _____m
 はん濫注意水位（警戒水位） _____m
 発令対象： _____市・町・村

第7章 出動及び水防作業

第1節 水防の非常配備

1 水防管理団体の非常配備

町長（担当 総務課）は水防活動の必要があると認めた次の場合には水防本部を設置し、消防団（水防団）の非常配備を指令する。またその旨を加美消防署に連絡する。

- (1) 水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からの警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

2 水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。

3 消防団（水防団）の非常配備の内容

消防団（水防団）に対する非常配備の指令内容は次のとおり。

(1) 待機（第1段階）

消防団長（水防団長）は、副団長を役場内の水防本部または災害警戒本部等に詰めさせ、団長はその後の状況把握に努める。

また、分団長等幹部団員を通じて、一般団員に直ちに次の段階（第2段階「準備」）に入り得よう連絡する。（待機の指令は、水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられ、かつ町長が必要と認めたときに発令する。）

(2) 準備（第2段階）

消防団長（水防団長）、担当区域の分団長等幹部団員は、役場または団長が状況に応じて定めた場所に集合し、必要な資材及び器具の整備、点検を行い、団員の配備計画を立てる。

また、全団の幹部団員に対し、準備段階に入ったことを通知し、団員の出動態勢を整えるよう指示する。

担当区域の分団長は、団員を招集し、堤防等の巡視、水こう門・樋門・ため池等水防上重要な工作物のある個所の状況把握のため、一部団員を出動させる。（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇するおそれがあり、かつ水防団（消防団）の出動が必要であると予想されるとき、また町長が必要と認めたときに発令する。）

(3) 出動（第3段階）

消防防団（水防団）の全員が所定の場所に集合し、警戒配備につく。分団長の指示で水防作業を行う。（出動の命令は、河川の水位が警戒水位に達し、水位がなお上昇し、町長が水防団の出動を必要と認めるときに発令する。）

(4) 解除（第4段階）

河川の水位が下がって水防活動の必要がなくなったときに作業終了を知らせ、出動解除する。

4 水防本部職員の非常配備

(1) 配備体制

水防本部の配備体制は、第1配備体制、第2配備体制及び第3配備体制とする。

水防本部員（課長等）は職員の配備にあたり、通常勤務から水防作業態勢への切り換えを迅速、確実に行うとともに、執務時間外の配備についても迅速に招集・連絡を行い、配備体制を構築する。また、水防活動が長期にわたる場合も想定し、職員の交代、休養等を考慮しながら職員の配備を行う。

ア 第1配備体制（警戒配備）

第1配備体制は、少数の人員で、主として情報の収集にあたり、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。

イ 第2配備体制（特別警戒配備）

第2配備体制は、所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生したときは、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

ウ 第3配備体制（災害対策本部体制）

第3配備体制は、職員全員を動員する非常配備体制とし、全力をあげて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。この場合には、災害対策本部を設置し対策に当たるため、その組織に統合し、水防活動を行う。

(2) 配備に就く時期

各配備体制は、加美町地域防災計画風水害等災害対策編 第2章 第1.1節「職員の配備体制」(P.62)により配備に就くものとする。

(3) 水防本部員等の注意事項

水防本部員及び水防担当職員となる職員は次の点に注意する。

- ・ 水防本部員は、勤務時間中及び勤務時間外においても常に気象状況の変化に注意し、配備体制の発令が予想されるときは、自ら出動態勢を整え出動しなければならない。
- ・ 水防担当職員においても同様とし、課長等の招集連絡を待つことなく、自ら状況を判

断し、勤務場所に出勤する。

- ・ 第1 配備体制発令後において、まだ招集を受けていない職員は、できる限り不急の外出を避け自宅待機し、常に居所を明確にする。
- ・ 非常勤務にあたる者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- ・ 交代者となる職員は、あらかじめ自己の勤務すべき時期、場所等を確認し、水防事務に支障をきたさないようにする。

5 住民の水防義務

水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）または加美消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（水防法第17条）

第2節 水防作業

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の区域を担当する消防団長及び分団長（水防団分団長）に対し、その通報内容を通知し、必要団員を河川及び水門等の巡視を行うよう指示する。地震災害に伴う堤防の漏水、沈下等の場合においても同様に行う。

また、河川の水位が通報水位または警戒水位に達した旨の通報があったときも同様に通知するとともに、水位信号（本編第3節 P.30）により周知し、所要団員により警戒、水防活動に当たらせる。

1 河川の通報水位等

鳴瀬川の量水標及び通報水位、警戒水位は次のとおり。多田川等については、水位等の状況を判断し、北部土木事務所に通報する。

河川名	量水標名	通報先	通報水位 (m)	警戒水位 (m)	計画高水位 (m)
鳴瀬川	中新田	北部土木事務所	5. 5 5	6. 1 5	7. 5 7

2 水防上の留意事項

- (1) 出動後は、上司の命令なく部署を離れたり、自らの判断で勝手な行動をとることなく、常に団体行動をとらなければならない。
- (2) 水防作業中は終始敢闘精神をもち、私語を慎み、言動に注意する。特に夜間は不安が高じるため、溢水、破堤等に関し、想像による発言をしてはならない。
- (3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行わなければならない。
- (4) 洪水において堤防に異常が発生する時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大
のとき、またはその前後である。

しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であることから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒を厳にすること。

3 分団長の報告

分団長は、河川等の状況を把握し、消防団長（水防団長）または総務課長を通じ水防本部長（町長）に報告する。

(1) 河川等の状況

分団長は、洪水予報等洪水に関する連絡を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、水位の変化、河川及び水こう門等の状況等を水防本部長に報告する。

(2) 水防作業

分団長は、河川の水位が警戒すべき水位に達したときは、団員を派遣し、常時河川及び堤防の巡視を行う。

また、洪水のおそれがあると察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、第2信号により団員を招集して水防作業にあたらせ、その旨を水防本部長に報告する。

(3) 住民の出動

分団長は、堤防の決壊またはこれに準ずる事態が発生し、水防のため、地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を発し、その旨を水防本部長に報告する。

(4) 避難誘導

分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに避難、立退きの必要を認めるときは、第4信号を発し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告する。

【資料編】 P. 52 2-22-02 「指定避難所・避難場所・要介護者避難所」

【資料編】 P. 50 2-18-06 「臨時ヘリポートの適地場所」

第3節 水防信号及び水防優先標識並びに身分証票

1 水防信号

水防法第13条の規定に基づき知事が定める水防信号は次のとおり（昭和24年10月28日宮城県規則第64条）。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合も、これに準じて水防信号を発する。

(1) 第1信号 河川の水位が警戒水位に達したとき

措置：住民に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる

警鐘信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止
サイレン信号	○—— 休止 約5秒 約15秒	○—— 休止 約5秒 約15秒	○—— 休止 約5秒 約15秒

(2) 第2信号 各分団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき

措置：各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する

警鐘信号	○ — ○ — ○	○ — ○ — ○	○ — ○ — ○
サイレン信号	○—— 休止 約5秒 約6秒	○—— 休止 約5秒 約6秒	○—— 休止 約5秒 約6秒

(3) 第3信号 堤防が決壊し又はこれに準じる事態が発生したとき

措置：各分団員のほか、必要により一般住民の出動を求める

警鐘信号	○ — ○ — ○ — ○	○ — ○ — ○ — ○	○ — ○ — ○ — ○
サイレン信号	○—— 休止 約10秒 約5秒	○—— 休止 約10秒 約5秒	○—— 休止 約10秒 約5秒

(4) 第4信号 洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき

措置：加美警察署に通報し、住民を避難場所に誘導する

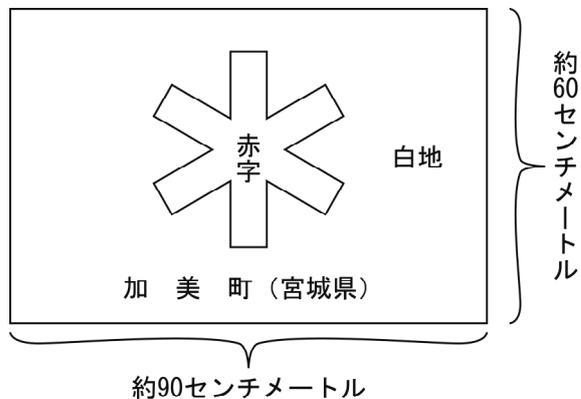
警鐘信号	乱 打		
サイレン信号	○—— 休止 約1分 約5秒	○—— 休止 約1分 約5秒	○—— 休止 約1分 約5秒

- ※注意事項
1. 信号は、適宜の時間継続すること
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする

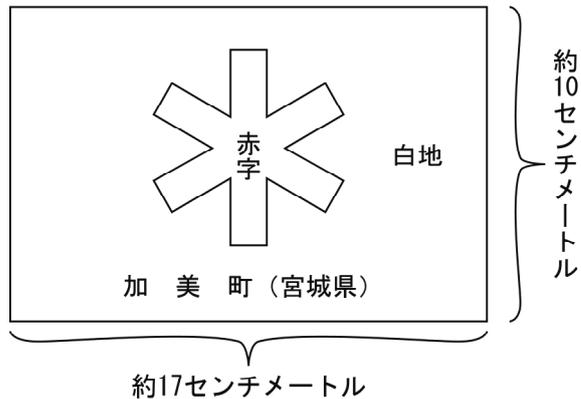
2 水防優先標識

水防法第18条の規定により知事が定める水防優先通行車馬標識（昭和24年10月28日県告示第549号）は次のとおりである。

イ 車両標識



ロ 腕章



ハ 標灯（夜間における灯燈は、提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものを用品いてもよい。）



3 身分証票

水防法第49条の規定による身分証票は次のとおりである（縦73mm×横144mm）。

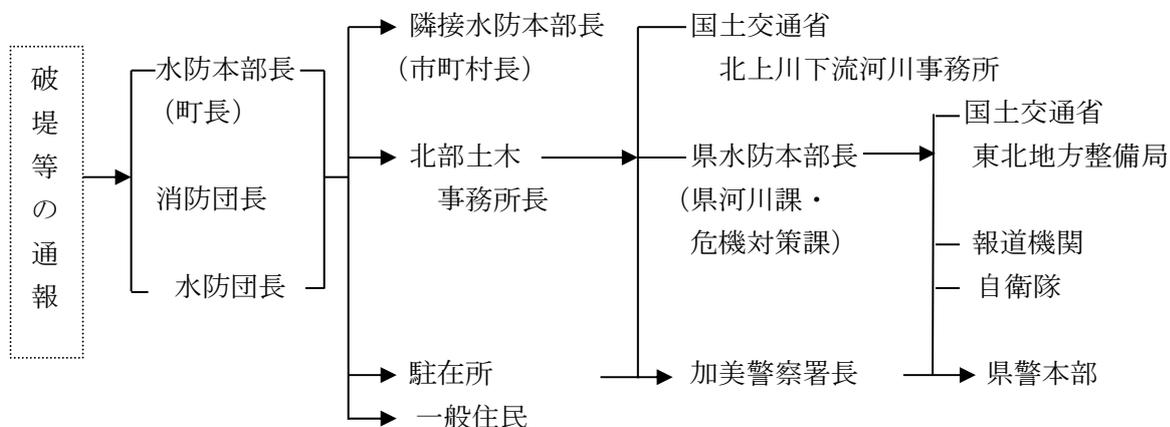
73 mm	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 票</p> <p>住所 宮城県加美郡加美町</p> <p>氏名</p> <p>職名 年齢</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>発行年月日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">加美町長</p>	<p style="text-align: center;">水防法抜粋</p> <p style="text-align: center;">（資料の提出及び立入り）</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
	144mm	

第4節 決壊等の通報

堤防等が決壊し、または決壊するおそれが生じた場合は、水防本部長または消防団長は、速やかに北部土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接市町村長、所轄の駐在所（加美警察署）に通報する。

北部土木事務所長は、県水防本部（河川課）、東北地方整備局北上川下流河川事務所長、及び所轄警察署長に通報する。

堤防決壊等の通報系統



通報先	電話番号	備考
北部土木事務所 河川班	91-0736	Fax 22-5260
大崎地方ダム総合事務所	63-2845	Fax 63-2848
〃 漆沢ダム管理事務所	67-3311	Fax 67-3382
加美警察署	63-2311	Fax 63-2311
〃 小野田駐在所	67-2011	字長檀 49-6
〃 西小野田駐在所	67-2303	字味ヶ袋大善檀 5-1
〃 宮崎駐在所	67-5011	宮崎字東町 6-2
〃 賀美石駐在所	67-2546	鳥屋ヶ崎字倉沢道下 50-2
大崎市役所 市民協働推進部防災安全課	23-5144	Fax 24-2249
色麻町役場 総務課	65-2111	Fax 65-2685
大崎市三本木支所	52-2111	Fax 52-5843

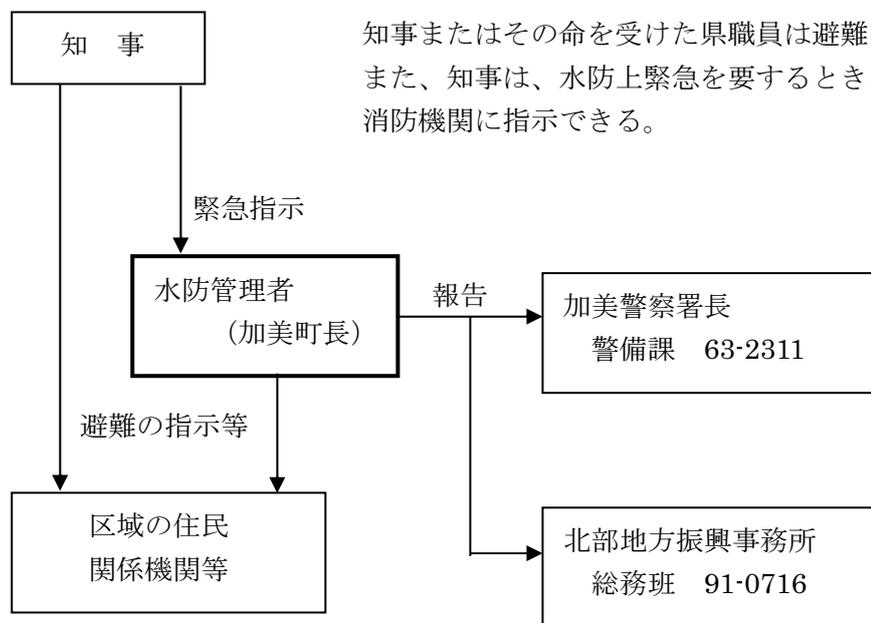
第5節 避難のための立退き

洪水に伴う住民による避難については、加美町地域防災計画風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節「避難活動」(P.182)に基づいて行う。

1 立退き等指示

水防管理者(町長)、知事またはその命を受けた県職員は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第22条に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示する。

水防管理者(町長)は、立退きまたは準備を指示した場合は、加美警察署長にその旨を通知するとともに、北部地方振興事務所長に報告する。



2 避難の勧告または指示の内容及び周知

(1) 住民への周知

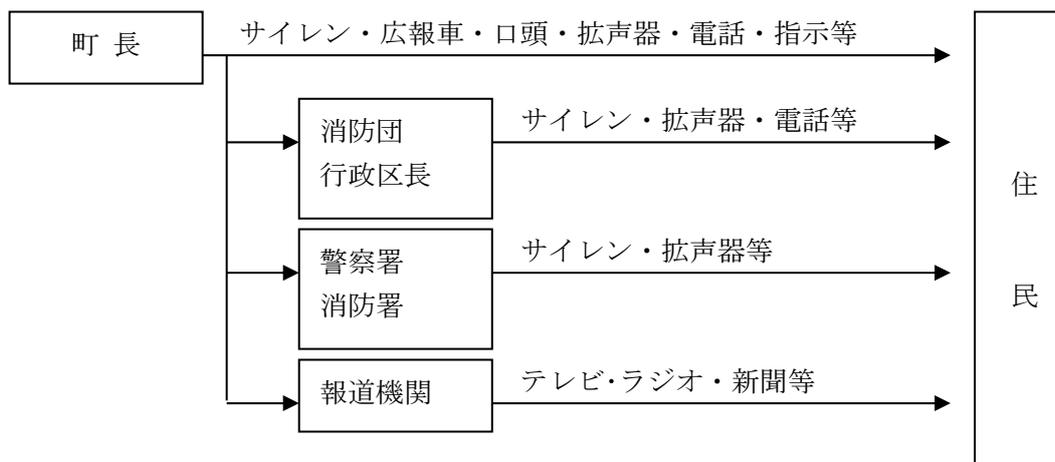
避難が必要と認める区域の住民に対し、避難の勧告または指示を行う場合には、次の事項を明示し実施する。

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難先
- ・ 避難経路(必要に応じ)
- ・ 避難の勧告または指示の理由、及び発令日時
- ・ その他必要な事項

洪水による避難の勧告、指示は次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号（次を連続する）
乱打	○ ———— (休止) ○ ———— (休止) 約1分 約5秒 約1分 約5秒

住民等への周知方法



(2) 避難の指示等の基準

種 別	発 令 基 準
避難準備の呼びかけ	1 気象予警報が発表され、事前に避難準備することが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき。
避難勧告	1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避難指示	1 避難勧告時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害の危険を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

「避難準備の呼びかけ」は、住民が避難に要する時間を考慮し、時間的な余裕をもって避難勧告等を発令するもので、「勧告」は、地域住民等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを進め促すもので、「指示」は、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

第6節 水防解除

1 水防解除の指令

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員（水防団員）は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

2 点検報告

- (1) 水防解除後は、人員、資機材及び作業個所を点検し、その概要を直ちに上司に報告する。
- (2) 使用した資機材等は、手入れをして所定の位置に整備する。

第8章 他の水防機関との協力及び応援

第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

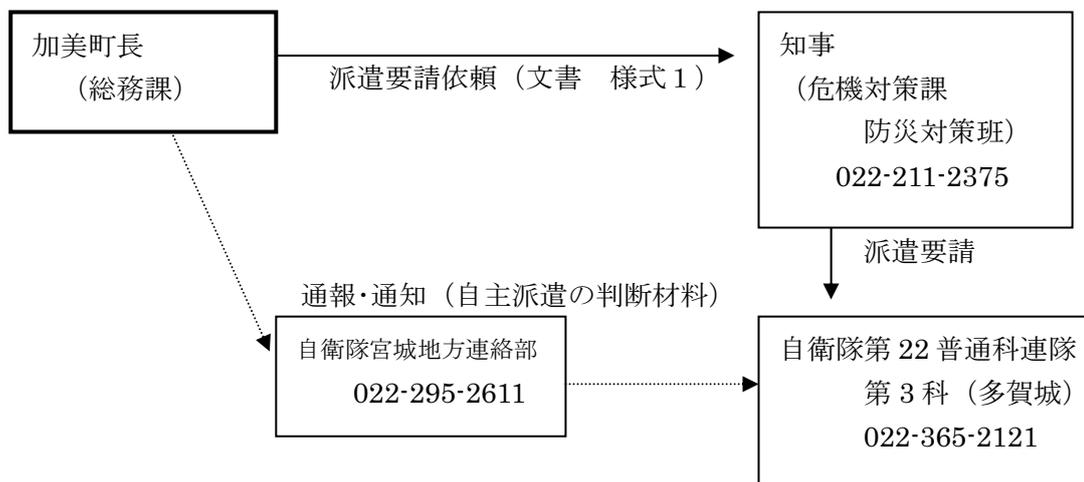
水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は水防法第16条により、他の水防管理者または水防団長（消防団長）に応援を求める。

また、災害時の応援要請は、加美町地域防災計画風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第7節「相互応援活動」（P.152）に基づいて行う。

- （1）水防管理者（町長）は、必要があるときは、隣接する水防管理者または水防団長（消防団長）に対して応援を求めることができる（水防法第16条）。
- （2）応援を求められた水防管理者は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者等の所轄のもとに行動する。

第 2 節 自衛隊の災害派遣要請

- (1) 水防管理者（町長）は、災害に際し、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、知事に対し災害派遣要請を行う（自衛隊法第 8 3 条、昭和 29 年法律第 165 号）。
- (2) 災害派遣要請依頼に関する手続き等については、加美町地域防災計画風水害等災害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 9 節「自衛隊の災害派遣」（P.159）に基づき行う。
- (3) 自衛隊の指定部隊等の長は、救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、その判断に基づいて自衛隊指定部隊等の派遣を行う。



* 通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊等の長に通知し、この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

最寄りの指定部隊	部隊の長
第六戦車大隊第三科 (大和駐屯地) 022-345-2191	大隊長

【資料編】 P. 262 6-03-02 「自衛隊災害派遣要請様式」

第 3 節 警察官の出動要請

水防管理者（町長）は、水防上必要があると認めるときは、水防法第 15 条により加美警察署長に対し、警察官の出動を求める（水防法第 15 条）。

第9章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するが（水防法第32条）、次の場合には、水防管理団体相互間において協議して負担する額を定める。

- （1）他の水防管理団体への応援に要した費用（水防法第16条の規定による）
- （2）水防により、他の水防管理団体が著しく利益を受けるときの費用の一部負担（水防法第32条の2の規定による）

第2節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長（水防団長）または消防長は、水防の現場において、次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（水防法第21条）。
 - （1）必要な土地の一部使用
 - （2）土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - （3）車馬、その他の運搬具又は器具の使用
 - （4）工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長（水防団長）または消防長にあっては、その身分を示す証票を、その他これらの委任を受けた者にあっては、次のような公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証			
加美町消防団		分団	部長
氏名			
右の者に	の区域における水防法第21条第1項の		
規定の権限行使を委任したことを証明する。			
平成 年 月 日			
加美町長			印

- 3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を、目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡してから、行使する。

公用負担命令書				
第 号	目的物 負担内容	種類 使用	収用	員数 処分
	平成 年 月 日			
			加美町長 事務取扱者	印 印
		殿		
..... 切 取 線				
受 領 書				
第 号	公用負担命令書			
	上記受領しました。			
		平成 年 月 日		
			住 所 氏 名	印
		殿		

第 10 章 公務災害補償等

消防団長（水防団長）若しくは消防団員（水防団員）、または水防法第 17 条による水防従事者（住民等）が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、条例で定めるところにより、その者またはその者の遺族に対し、損害を補償する（水防法第 6 条の 2、第 34 条）。

第 11 章 水防活動実施状況報告

- 1 消防団（水防団）の各分団長は、水防活動が終結したときは、水防活動報告書〔別記様式（1）〕により、水防活動終了後 2 日以内に水防本部長（町長）に報告しなければならない。
- 2 水防管理者（町長）は、水防活動実施報告書〔別記様式（2）〕により、水防活動実施後 10 日以内に北部土木事務所を経由して知事に報告する。

第 12 章 水防計画及び水防訓練

加美町は指定水防管理団体であり、町の防災会議に諮って、宮城県水防計画に応じた町水防計画を作成し、知事と協議しなければならない。

また、指定水防管理者（町長）は、出水期に 1 回以上、県の指導により水防訓練を実施する。（水防法第 28 条）

別記様式（1）

水防活動報告書（水防団）

平成 年 月 日

作成責任者

出水の概況	警戒水位 m								
	川								
	雨量 mm								
水防の実施箇所	左岸								
	川 岸 地先 m								
	右岸								
日時	自 月 日		時 至		月 日		時		
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 工法 m								
水防の効果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます					居住者の出動状況			
						水防関係者死傷			
						雨量水位の状況			
水防活動に関する 自己批判									
備考									

（注）水防を行なった箇所ごとに作成すること。

別記様式（2）

水防活動実施報告書（1）

指定 加美町水防管理団体

実施個所					水防活動延人数	水防活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を実施した月日	備考
河川名	場所	個所数	延長	水防工法			主用資材	その他資器材	小計 (B)			
川 左岸 右岸	郡町 字 地内		m		人	円	円	円	円	円	月日 ～ 月日	台風 第○号
合計												

- (注) 1. 水防活動費は人件費、燃料費、雑費の計で、使用資材費は含まないものとする。
 2. 使用資材費のうち、主用資材は、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠及び敷石とし、上記以外の資器材はその他資器材に記載すること。
 3. 水防活動費 (A) の内訳を次に記載すること。

実施個所	機械等借料	食糧費	出動手当等	その他	計
計					

加美町地域防災計画

〔加美町水防計画書〕

発行：平成29年3月
加美町防災会議
所管：加美町総務課危機管理室
電話：0229-63-5264